

審 査 基 準

基準の名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	37-1	入院患者の医療の公費負担の承認
基準の内容		
<p>平成11年3月19日付け健医発第455号厚生省保健医療局長通知のとおり 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による公費負担の取扱いについて</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 平成11年3月19日 健医発第455号 各都道府県知事・各政令市長・各特別区長宛 厚生省 保健医療局長通知 </div> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。）の施行については、平成10年10月20日厚生省発健医第346号・10畜A第2227号厚生事務次官・農林水産事務次官連名通知により通知されているところであるが、この法律による医療の公費負担の取扱いについて、以下のとおり取扱要領を定めたので、本年4月1日以降、この要領によることとされたい。</p> <p style="text-align: center;">感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 による医療の公費負担取扱要領</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第19条若しくは第20条（これらの規定を第26条において準用する場合を含む。）又は第46条の規定により入院した患者（新感染症の所見のある者を含む。）に対する公費負担及び法第42条の規定による療養費支給の実施にあたっては、法令及び告示等に定めるところによるほか、この取扱要領によって適正かつ円滑な実施を期すること。</p> <p>この取扱要領は、都道府県、政令市及び特別区における事務処理の準則を示したものであるが、特に、患者の入院期間が比較的短期間の場合が多いと見込まれることから、患者及び医療機関の手続をできるだけ軽減するとともに、可能な限り事務処理の簡素・合理化を図ることとしているので、都道府県、政令市及び特別区においては原則としてこの取扱要領によることとし、それぞれの実状に応じて必要な修正補足を加える場合においても、その内容が関係者に対して煩さないうものとならないように十分注意すること。</p> <p>なお、生活保護法による医療扶助を受ける者及び社会保険各法による被保険者等に関しては、別に通知するところによるほか、この取扱要領によるものとする。</p> <p>第1 入院患者に対する公費負担（法第37条関係）</p> <p>1. 一般的事項</p> <p>(1) 入院患者に対する医療費公費負担に関する事務について、その処理の迅速化を図る観点から、保健所長に事務を委任し又は代決させることは差し支えないこと。</p> <p>(2) 都道府県知事、政令市市長、特別区区長は公費負担の実施に関し、各保健所の取扱いに不均衡が生ずることのないよう注意すること。</p> <p>2. 公費負担の申請等</p> <p>(1) 公費負担の申請権者は、入院勧告又は入院措置により入院した患者又はその保護者であること。</p> <p>(2) 公費負担の申請者の負担をできるだけ軽減し、かつ、申請に対する判定の事務を迅速に行うため、次の点に留意して行うこと。</p> <p>ア 入院勧告又は入院措置を実施する旨の通知を行った保健所（以下「勧告保健所」という。）は、当該患者又はその保護者（以下「当該患者等」という。）に対して、医療費の公費負担</p>		

の制度について説明し、申請書の作成、提出を求めること。

イ 患者の症状等やむを得ない事由により、当該患者等が申請書を作成することができない場合には、勧告保健所又は感染症指定医療機関が申請書の作成を代行することができること。

ウ 申請書の記名・押印は、申請書の自署によってこれに代えることができること。

エ 当該患者等により作成された申請書については、患者の家族等により所得証明書等添付書類を整えた上で、速やかに患者の居住地を管轄する保健所（以下「居住地保健所」という。）を經由して勧告保健所に提出するよう指示すること。

オ 申請書の提出を受けた居住地保健所は、申請書及び添付書類を確認し、記載内容等に不備がある場合には、申請者に対して必要な修正等を指示すること。

カ 申請書の提出を受けた居住地保健所は、速やかに勧告保健所に送付すること。

3. 公費負担の決定

(1) 勧告保健所は、申請書を受理し、公費負担すべき旨を決定したときは、速やかに、申請者に対し、自己負担額の月額を明示して費用負担する旨の決定通知を行うとともに、当該感染症指定医療機関の管理者に当該決定通知の写しを送付すること。

なお、その際、併せて公費負担者番号、公費負担受給者番号、公費負担の期間（始期、患者が既退院している場合には、及び終期）を連絡すること。

(2) 公費負担は、申請書の受理日にかかわらず、入院勧告等に基づき感染症指定医療機関に入院したときを始期とし、法第22条に基づき退院したときを終期とすること。

(3) 勧告保健所は、公費負担の終期が到来したときは、速やかに申請者及び当該感染症指定医療機関に通知すること。

4. 公費負担医療の範囲

入院期間中に感染症指定医療機関において、当該措置に係る感染症医療以外の医療を受けた場合の当該医療費については、その医療が当該患者にとって必要であり、措置期間中に受療しない場合には当該感染症の回復に悪影響があることが明らかな場合に限り、公費負担の対象として差し支えないこと。

5. 自己負担額の徴収

法第37条第2項の自己負担額の徴収を行う場合は、都道府県知事等が申請者に請求し、徴収すること。

第2 療養費の支給（法第42条関係）

1. 緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の病院又は診療所に入院した患者に対する医療費の支給に関する取扱いについては、第1に準ずること。

2. 緊急その他やむを得ない理由により、法第37条第1項の申請をしないで感染症指定医療機関に入院し医療を受けた場合には、退院後、申請をすることができるようになり次第速やかに申請するよう指導すること。なお、この場合の療養費の支給に関する取扱いについては、第1に準ずること。